

墓石設置基準

(H23. 11. 1)

	旧高松市内墓地	平和公園墓園	浅野墓地 公園	六ツ目公園 墓園	他の合併町 墓地	備考
墓碑の数	1基	1基	1基	1基	1基	元から複数ある場合は協議による
墓碑の高さ	2m以内	統一規格	2m以内	2m以内	2m以内	墓石が斜面上にある場合等の高さ制限は要協議
盛土の高さ	30cm以内		30cm以内	30cm以内	30cm以内	墓石が斜面上にある場合等は要協議
囲障設備の高さ	1m以内		1m以内	1m以内	1m以内	
門柱の高さ	1.5m以内		1.5m以内	——	1.5m以内	
その他	墓所内の整地は砂利(碎石)で行い、植栽は認められない	灯籠立て・塔婆立ては設置できない 墓所内の整地は砂利(碎石)で行い、植栽は認められない	南向き 墓所内の整地は砂利(碎石)で行い、植栽は認められない	墓所内の整地は砂利(碎石)で行い、植栽は認められない		
使用区画	市が設置した新規区画の使用は巻石の内側	墓所の規格は一定	旧町設置の巻石は、巻石を含めて使用区画とする。			

ア 高さは地盤面（通路）からの高さとする。

イ 工事着工承認申請書は工事着手日の7日前までに提出のこと。

ウ 平和公園墓園の7区は旧市内墓地と同じ